（港湾局付）国土交通技官　大津　光孝
辞職を承認する（九月十三日）
（独立行政法人海上災害防止センター理事）　林　敏博
国土交通事務官（大臣官房付）に採用する
辞職を承認する
（関東運輸局群馬運輸支局長）
国土交通事務官　前川　雅弘
（長崎空港事務所長）国土交通技官　錦織　修
（福江空港・航空路監視レーダー事務所長）同　宮森　健治
辞職を承認する（各通）（以上九月三十日）
（中国地方整備局建政部長）国土交通事務官　井上　伸夫
大臣官房付に転任させる
（大臣官房付）同　田中　徹
中国地方整備局建政部長に転任させる
（独立行政法人水資源機構理事）大野　雄一
国土交通事務官（大臣官房付）に採用する
（近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所長）国土交通技官　島本　和仁
水管理・国土保全局治水課企画専門官に転任させる
（水管理・国土保全局治水課長補佐）同　宇根　寛
水管理・国土保全局治水課企画専門官に転任させる
（国土技術政策総合研究所沿岸海洋・防災研究部沿岸海洋新技術研究官）同　小泉　哲也
国土技術政策総合研究所港湾研究部長に昇任させる
（中部地方整備局三河港湾事務所長）同　宮田　亮
港湾局技術企画課品質確保企画官に転任させる
（大臣官房運輸安全監理官付安全防災対策官）同　鈴木　信昭
中部地方整備局三河港湾事務所長に転任させる
（国土地理院北陸地方測量部長）同　登坂　昇
国土地理院応用地理部環境地理情報企画官に転任させる
（国土交通大学校主任教官）同　益子　栄
国土地理院北陸地方測量部長に転任させる
（関東運輸局東京運輸支局次長）　国土交通事務官　髙橋　哲哉
関東運輸局群馬運輸支局長に昇任させる
（大阪空港事務所管制保安部先任航空管制官）国土交通技官　鳥井　良平
長崎空港事務所長に昇任させる
（松山空港事務所先任航空管制技術官）同　津江　茂行
福江空港・航空路監視レーダー事務所長に昇任させる
藤田　親史　入谷　誠
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構監事に任命する（各通）　酒井　晃　垣花　直樹
独立行政法人水資源機構監事に任命する（各通）　久松　完
独立行政法人国際観光振興機構監事に任命する　荒井　卓一
独立行政法人国際観光振興機構監事（非常勤）に任命する　野田　光治　内田　邦彦
独立行政法人自動車事故対策機構監事に任命する（各通）　伊藤　正1
独立行政法人空港周辺整備機構監事に任命する　柳原　健治
独立行政法人空港周辺整備機構監事（非常勤）に任命する　勢山　廣直
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長に任命する　柴田　繁基
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構監事に任命する（以上十月一日）
（大臣官房付）国土交通事務官　水津　重1
辞職を承認する（十月七日）　木下　和彦
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構監事に任命する（十月二十一日）
（軽自動車検査協会審議役）　三上　哲史
国土交通技官（自動車局付）に採用する
警察庁に出向させる（十月三十一日）
（水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長）国土交通事務官　松本　貴久
辞職を承認する
（独立行政法人住宅金融支援機構経営企画部広報グループ長）　頼　あゆみ
国土交通事務官（水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長）に採用する
（熊本空港事務所長）国土交通技官　本山　秀雄
（神戸空港出張所長）同　笠井　敏夫
辞職を承認する（各通）
（航空局交通管制部管制課空域調整整備室航空管制調査官）同　井ノ口　寛
熊本空港事務所長に転任させる
（福島空港出張所長）同　中山　茂伸
神戸空港出張所長に配置換する
（丘珠空港事務所先任航空管制運航情報官）同　石川　洋1
福島空港出張所長に昇任させる（以上十一月一日）

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

利根川水系利根川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の3第1項第2号の規定に基づき公示する。
平成25年12月24日
関東地方整備局長　深澤　淳志
1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　桟橋6基
2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日
(1)　保管した工作物の放置されていた場所　茨城県北相馬郡利根町布川地先
(2)　当該工作物を除却した日　平成25年11月14日
3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所
(1)　当該工作物の保管を始めた日　平成25年11月14日
(2)　保管の場所　茨城県龍ケ崎市川原代町地先
4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所管理課に申し出ること。
5　問い合わせ先　千葉県香取市佐原イ4149　国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所管理課　電話0478―52―6368

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成25年（フ）第950号
東京都狛江市元和泉3丁目5番30号
債務者　武井　房男
決定年月日時　平成25年12月9日午後5時
主文　債務者について破産手続を開始する。
破産管財人　弁護士　狩集　英昭
破産債権の届出期間　平成26年1月14日まで
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年2月7日午後1時30分
免責意見申述期間　平成26年2月7日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

平成25年（フ）第1107号
東京都八王子市佐入町414番地1八王子荘
債務者　渥美　幸治
決定年月日時　平成25年12月9日午後5時
主文　債務者について破産手続を開始する。
破産管財人　弁護士　黒川　祐介
破産債権の届出期間　平成26年1月14日まで
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年2月12日午前10時
免責意見申述期間　平成26年2月12日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

平成25年（フ）第608号
栃木県宇都宮市横山3丁目7番10号
債務者　西岡　昭雄
決定年月日時　平成25年12月5日午後5時
主文　債務者について破産手続を開始する。
破産管財人　弁護士　近藤　峰明
破産債権の届出期間　平成26年1月6日まで
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年2月14日午後2時30分
免責意見申述期間　平成26年2月13日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係